

様式第3号(第4条関係)

## 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度 第2回丹波篠山市介護保険事業運営協議会

2 開催日時

令和7年12月23日(月) 13時30分から15時15分まで

\*受付時間(13時15分から13時25分まで)

3 開催場所

丹波篠山市民センター 催事場1・2

4 会議に出席した者の氏名(敬称略)

(1) 委員

稲川なをみ、谷口弘、蔭山広明、余田洋右、有本貴昌、軽尾勇、前田亮子、  
前田公幸、熊谷進、畑富貴枝、若狭信江

(2) 執行機関

保健福祉部 樋口寿広、畑岡恭子、松本ゆかり、酒井篤史、檜皮佐治生、  
森鼻清美、松山幸己、臼井幾子

丹波篠山市社会福祉協議会 松本ますみ、上村有紀、稲山美穂子

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

(資料1) 介護保険事業の状況について

(資料2) 令和6年度地域支援事業について

(資料3) 第10期介護保険事業計画策定について

(資料4) 事業所の指定更新について

## 9 審議の概要

### 審議内容及び発言内容

#### 1. 開会

#### 2. あいさつ

#### 3. 報告事項

##### (1) 介護保険事業の状況について

～ (資料1・資料2) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

A委員 要支援1と要支援2の認定者数が増え、要支援・要介護認定者数の25%近い状況ですが、最近の月間または1年間の新規認定者のうち、要支援認定者は何割ですか。

もう一点、要支援1・2の方のケアマネジャーは居宅介護支援事業所にも担当してもらうよう進められていると思いますが、要支援認定者の担当を居宅介護支援事業所に委託されている総件数は何件ですか。

事務局 新規認定における要支援認定者の割合については、資料を持ち合わせていないので、後日ご提供します。

事務局 要支援認定者の居宅介護支援事業所委託件数は11月末現在で、東部地域包括支援センターが10件、西部地域包括支援センターが7件の合計17件です。

A委員 全国的なアンケートで、介護サービス事業所のうち、赤字の事業所が大体4割を超えているという結果が出ていましたが、私の所属する法人が運営しているデイケアでも要支援者が2割を超える状況となってきました。高齢者が元気なことは非常にいいことですが、介護サービスを提供する側は、要支援者の割合が増えると、サービス提供に係る介護給付の報酬単位が要支援では半分近くに減りますので、経営が段々厳しくなってくると読み取れます。今後要支援者の比率が一年間に2～3%程度ずつ増えていく状況になると、色々なサービス提供上の運営や経営面も考えていく必要があると思っています。

先ほど居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託している要支援認定者は17名とお伺いしましたが、要支援認定者を担当した場合の1カ月当たりの報酬は4,420円で、要介護1・2の18,600円の半分以下になります。要支援者数が少しずつ増えることにより、居宅介護支援事業所も経営困難になるのではないかと心配しています。今後、要支援者の割合が増えていくと見込んでおくほうがいいのでしょうか。

第9期介護保険事業計画における人数と比べ、要支援者数が約100人増えて、要介護者が減っているという流れが2年、3年と続いていくと、要支援者の占める割合がかなり高くなるのではないかと心配しています。その辺、計画の予測値も修正するといいいのか、何か考えがあれば聞かせください。

事務局 今後についても要支援者が急増することはないと思います。微増している状況です。初回認定は要支援であっても、次の更新等で要介護になる方も多くおられます。要介護認定者が減少しているのは、死亡された方が多いことが影響している部分もあると思います。

これまで市の考え方としては地域包括支援センターが要支援者全部のプランを立てるという方針をとってきましたが、要支援者が増えてきて、地域包括支援センターだけでは対応しきれない現状もあり、今年度から、居宅介護支援事業所への委託をお願いしています。報酬については、来期の第10期で報酬改定等あるのかは分かりませんが、非常に安いことはよく言われていて、本当に申し訳ない思いですが、他に方法がなく、お願いをしているのが現状です。

ただし、闇雲に委託をお願いしているわけではなく、このようなケースのみをお願いするというような形をとっています。例えば、現在がん等のため入院中で、家に帰られるにあたって、今は元気だけど急変する可能性が高く、要支援か要介護か見極めが困難な方。それから、居宅介護支援事業所がケアプランを立てている方の配偶者が要支援認定の場合、ご家族、ご本人も同じケアマネジャーに担当してほしいと言われることが多々あることから、担当をお願いするというように、対象者の要件を絞ってお願いをしています。誰でもニーズがいっぱいあるから担当してくださいということではなく、次の更新で要介護になれる可能性が高い場合という考え方については、今のところ変更するつもりはありません。

先程、委員が言われました委託のケースもあれば、今年の春からは、市の指定を受けた居宅介護支援事業所が、先述の要件の方々の予防プランを立てていただいているケースもあります。委託と指定の違いは、指定の方が予防のケアプランを立てていただいた場合の報酬が僅かですが高いです。今のところは4事業所が指定を受けてプランを立てていただいています。事業所のご希望によって指定で受けていただく事業所もあれば、指定を受けておられるけれども委託で受けますという場合もあります。市としては、居宅介護支援事業所に、先程の要件の方については委託、指定により予防プランの作成をお願いしていきたいと考えています。

B委員 資料2、1ページ、ふくし総合相談窓口相談受付状況の相談経路別件数について、ケアマネジャーからの件数が令和5年までと令和6年ではものすごく減っていますが、ケアマネジャーとしては特に変わりはないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

事務局 ケアマネジャーから総合相談窓口へ直接の相談は減少傾向ですが、東・西地域包括支援センターへの相談は増えている傾向にあります。資料39ページにも載せていますが、ケアマネジャーからの相談はかなり多い印象です。総合相談窓口ではなく、地域包括支援センターに相談をしていただくことが増えていると思っています。

A委員 認知症サポーター養成講座にこれまで参加された中で、65歳以上の方の割合はどれくらいですか。また、いきいき塾参加者のうち、65歳以上の方の実人数がわかれば教えてください。

事務局 認知症サポーター養成講座を受講された高齢者の人数については、資料を準備できていません。自治会等で開催をしている場合、参加者の多くが65歳以上の高齢者です。学校で実施する場合は若い方になりますが、それ以外の受講者と考え、70%程度が高齢者ではないかと思われま。また今回、地域包括支援センターも認知症サポーター養成講座を兼ねて介護セミナーを開催していますが、参加者の年齢層は、高齢者に近い方、もしくは高齢者が多いと感じます。

事務局 いきいき塾については、対象者が65歳以上となっていますので、参加実人数は全員で、昨年度は226人です。

C委員 施設での虐待等に関し、市として対応をされていると思いますが、利用者または利用者家族からの従業員に対するハラスメントに関する相談を受けられたことはありますか。もし受けているのであれば何件ぐらいありますか。必ず両面がありますので、その辺りの配慮はされていますか。感覚で結構です。

事務局 事業者に対して、利用者や利用者家族からのハラスメントは、カスハラやモラハラ等色々あるかと思えます。その相談につきましては、介護サービス事業所から相談を受けたことはほとんどありません。ケアマネジャーの事業所からは割とあります。自分たちが行う業務ではないことを強要してこられるとか、ヘルパーをお願いをする業務であっても「ケアマネジャーであればできるだろ

う。なぜできないのか」というようなことを執拗に電話してこられるとか、ケアマネジャーが月1回必ず実施しなければいけないモニタリングのために面接をしたくて説明をしても、「そんな必要はない」と強い口調で家族から言われるというような内容で、どうしたらいいのかという相談です。長い時間の拘束、夜中の電話、メール連絡等について困っているというような相談を受けたこともありました。現在、居宅介護支援事業所は13事業所ある中で、私は3事業所から相談を聞いています。市としては、事業者が決めておられる重要事項説明書をもう一度一緒に確認し、その中のどの部分がカスタマーハラスメントにあたるから契約解除に向けて進めていくことができるのかを聞かせていただき、必要に応じて弁護士の助言をいただくこともありました。

ハラスメントに対しては事業所にもお話をしますし、必要な場合は利用者のご家族にお話を聞く場合もあります。

利用者家族から、このようなことを言ったけれど事業所は聞いてくれないとか、ケアマネジャーの事業所と合わないというようなこともあります。その話を聞くと、利用者が介護保険に関する理解が少し足りないと感じ、介護保険法に書かれていることを直接利用者家族に説明し、理解をしていただくこともありました。

そのような対応により、出来る限りケアマネジャーが離職をしないように、精神的な負担とならないように、双方の話を聞いたり、事業所に対して助言をさせていただいたりという対応を行っています。

A委員 最近、小規模多機能型居宅介護事業所が一事業所閉鎖され、続いて来年1月末に定期巡回の事業所が休止という連絡があったと思います。定期巡回は一時期の休みで、職員がそろえばまた再開されると受け止めていいのでしょうか。

事務局 定期巡回について、事業所職員の説明では、今回の休止は再開を前提とした休止と言われていました。定期巡回に必要な人員、特に看護師が不足しているので一旦休止し、看護師不足が解消するのであれば、すぐにでも再開したいというご意向でした。市としては、人員がそろいしだい再開いただけると理解し、対応させていただいたところです。

A委員 再開の予定時期は決まっていないのでしょうか。

事務局 人員不足の状態が続いているので、再開時期は見込めないと聞いています。

## (2) 第10期介護保険事業計画策定について

～ (資料3) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

A委員 市内で介護認定を受けている方が、介護サービス等利用されている割合は、大体、居宅サービスが7割弱、施設入所者が3割弱、地域密着型サービスが1割弱という割合になっていると思うのですが、これからの要支援や要介護認定者数の動向を見ていく上で、今の需要と供給がどのようになっているのか把握しておく必要があると思います。来年の6月か、10月でも結構ですので、市内全事業所の利用実人数を、要支援者は何人、要介護者は何人という形で、今のサービス供給状態についての一覧表を提供していただけるとありがたいと思います。

事務局 数字の提供は可能だと思いますので、どこかの時点で提供したいと考えておりますが、個々の事業所名は伏せた状態での提供であるかもしれませんが、ご了承ください。

## 4. 協議事項

### (1) 事業所の指定更新について

～ (資料4) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

A委員 グループホームの指定更新について、今回対象のグループホームは別のグループホームと同じ平屋の建物でつながっている構造から考えて、1ユニットでの指定は問題があるのではないかと思います。同じ建物でつながったグループホームは2ユニットとして考えるべきではないかと思います。その辺、今回対象としているグループホームだけを1ユニットで指定更新すると、介護給付費の単位も1ユニットと2ユニットでは違いがあるなど、本来は2ユニットなのに1ユニットで指定してしまったということにならないかと考えます。その辺、2ユニットと考えるべきではないのでしょうか。

事務局 別々の事業所という形態で運営をされると聞いており、指定も別で行っています。

A委員 事業所は一緒ですね。

事務局 法人は一緒ですが、事業所は別です。

A委員 そのようなことが通用するのですか。あちらの建物は2ユニットの形だと思っています。事業所を別にして、1ユニットずつで考えることは矛盾が生じてくると思います。

事務局 委員が言われたように、建物の入り口は一カ所で同じ自動ドアから入ってきますが、人員体制も別で配置をされており、市としては、別事業所で指定をしています。

C委員 そうすると、他の経営母体も同じパターンで指定申請した場合、市としては認めざるを得ないということですね。

事務局 そうですね。

C委員 1ユニットと2ユニットでは報酬単価が違うけれども、同様の申請があると、市は認めざるを得んということですね。

事務局 管理者が別になっています。

C委員 それはどのようにでもできる。行政の立場として、それを適正に審査しなければいけないので、今後、支障を来すのではないかとA委員の考えだと思っています。次から次に同様の申請があると、市は前例を踏襲して、次々に認めていかなければいけなくなります。

A委員 今までの公募指定について、丹波篠山市は1ユニットで指定してきましたね。

事務局 はい。

A委員 あの建物は2ユニットだと私は思いますので、今後同様に2ユニットを認めるということになりかねないと思います。要介護1の方の一日単位の介護報酬単価は、1ユニットでは765単位ですが、2ユニットになると753単位に減るのですよね。それを、本来は2ユニットの753単位で介護給付の請求をしないといけないところ、1ユニットずつだと言って765単位で請求することは何か矛盾が起きないのでしょうか。その辺はしっかりと調べておいていただかないと、これを認めると大変なことになっていくのではないかと危惧します。再検討していただくよう意見として述べさせていただきます。

事務局 グループホームについては確認をして、もう一度、第3回協議会の中で協議をお願いしたいと思います。

会長 グループホームは次回に再度協議することとし、次回、1ユニット・2ユニットの説明と、2グループホームをどういう形で分けておられるのかという実態等、細かく報告をお願いします。今回は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定更新を認めていくこととします。

## 5. 閉会

